

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 給付金制度に関する立法について（案）

1 給付金の支給

国は、令和2年●月●日において日本国内に住所を有する個人に対し、給付金を支給すること。

2 給付金の額

給付金の額は、10万円とすること。

3 給付金の支給の時期及び方法

給付金の支給は、この法律の施行の日から起算して2月以内に、政府小切手の送付その他の簡便かつ確実な方法であって新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に十分に留意したものとして政令で定める方法により行うこと。

4 地方公共団体が処理する事務

給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができること。

5 政令への委任

この法律に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定めること。